

防災・減災、国土強靱化対策の推進について

近年、気候変動の影響を受けた水害や土砂災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されており、住民生活の安全・安心が脅かされる災害リスクが増大している。

また、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、半島という地形的な特徴から被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、中国・四国地方に通じる課題が浮き彫りとなった。

さらに、8月8日には令和元年の運用開始以降初めてとなる「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたところであり、風水害や南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えを一段と加速させ、地域住民の尊い命を守り、助かった命をつなぐとともに、発災後の速やかな復旧・復興対策について一層の充実を図るため、以下の事項を強く提言する。

1 国土強靱化対策の更なる推進について

大規模自然災害から生命・財産・暮らしを守り、社会の機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方とともに集中的な対策に取り組んでおり、中国・四国地方においても、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消、流域治水に資する治水事業など社会基盤整備を推し進めているものの、必要な対策は多く残されており、国土強靱化の取組は未だ道半ばである。

しかし、今後も南海トラフ地震等による甚大な被害の発生が懸念されることから、大規模自然災害に備えた国土強靱化の取組を切れ目なく、継続的・安定的に推進することが求められている。

- (1) 近年の物価高騰に伴い資材価格等が上昇している中でも、着実に社会基盤整備が進められるよう、「5か年加速化対策」の予算・財源は例年を大きく上回る必要・十分な規模で確保すること。
- (2) 5か年加速化対策後も国土強靱化を推進するため、必要な事業規模と令和7年度を初年度とする期間を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」の策定を令和6年度内の早期に完了させるとともに、能登半島地震など

昨今の自然災害の教訓や地方の意見を十分に反映した上で対象事業の拡充を図り、速やかに当初予算を含め、必要な予算・財源を別枠で確保し、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

- (3) 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、「実施中期計画」に位置付けた施策を対象とするとともに、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」の期限を延長すること。

2. 能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災対策の推進について

能登半島地震の被災地では、木造住宅が多数倒壊するなどにより12万棟を超える住家被害が生じたほか、停電や道路の寸断、断水、通信途絶などにより「情報把握」や「被災地支援」に支障が生じるなど、様々な課題が浮き彫りとなっている。

また、中国・四国地方各県からは、職員の派遣や救援物資の提供など、様々な支援を行うとともに、これらの支援を通じ、現地から多くの教訓を得ているところであり、これら能登半島地震の教訓を踏まえた対策の推進が急務となっている。

- (1) 南海トラフ地震等の大規模地震に備え、県や市町村が実施する防災・減災対策の更なる充実強化を図るため、緊急防災・減災事業債の期限延長、適用対象拡充をはじめ、財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 近年の資材価格の高騰等が続く中でも、着実に木造住宅の耐震改修を進めるため、住宅・建築物耐震改修事業における補助上限額の拡充や高齢世帯が取り組みやすいメニューの創設等、積極的な財政支援を実施すること。
- (3) 能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体における受援計画の作成・見直しや物資・人員の受入れなど受援体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- (4) 令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、道路・港湾施設・上下水道施設の整備や住宅の耐震化、避難所の防災設備の整備や通信機能の耐災害性の強化、漁港施設・共同利用施設の整備などに対する財政措置を強化すること。

- (5) 災害時の応急・復旧活動に効果的な「衛星インターネット通信機器」や給水・衛生設備（循環式シャワーシステム、トイレカー、ランドリーカー）等の「防災装備品」については、「防衛装備品」と同様、国が主体となり、全国の地域ブロック毎に必要な数を配備すること。
- (6) 大規模災害発生時における「命の水」を確保するため、採択要件の緩和や補助率の1/2以上への引き上げなど、「水道施設の耐震化」に対する支援制度を強化すること。

3. 日本海側の津波観測点の増設及び海域活断層の評価について

能登半島地震では地震の発生から3時間以上遅れて津波の最大波が観測されるなど、地形的な要因により特徴的な動きがみられたことから、日本海側の津波研究の推進並びに津波予報体制及び警報の連絡体制の強化が必要である。

- (1) 津波が発生した場合、日本海側には、津波観測点が少ない地域が多く、被害情報を十分に入手できないため、迅速に被害状況を把握し、的確な救助活動を行なえるよう、津波観測点の増設を図ること。
- (2) 近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

令和6年10月15日

中四国サミット

鳥取県知事	岡山県知事	広島県知事	徳島県知事	香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	(一社)中国経済連合会会長	四国経済連合会会長	平丸伊湯村後池中濱芦長	井山原木崎岡田村田谷井	伸達隆英嗣正豊時省 啓	治也太彦政純人広司茂介
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------